

令和6年7月19日

最高裁判所第二小法廷 御中

令和6年(オ)1067号

令和6年(受)1368号

上申書

ホームヘルパー国家倍種訴訟支援者

原 智代

最初は友人として、裁判の応援をしたいという思いから事務局の手伝いを始めました。原告の一人、藤原氏とは友人であり、偶然にも養成校に通っていたときに訪問介護員(ホームヘルパー以下ヘルパー)の同行訪問の担当ヘルパーでした。私自身は、養成校卒業後デイサービスに8年勤務し、現在は養成校の時間講師をしています。3月までは、事業所と介護を試みようかなと思う人の就職相談なども行っていました。

そこで感じたことは、こんなにもヘルパー希望者がいないのだという事です。介護の基礎的な資格の介護職員任者研修は、無くても施設職員や障害分野で働くことが可能です。でも、それを取る人が多いという事は、習う前まではヘルパーも職業選択に視野に入っているはずですが、それが、就職を探すときには、実情を知って施設指向に変わってしまう。国は、脱施設、介護は在宅でと言っても、ヘルパーのなりてがいません。有効求人倍率15倍です。また、福祉業界はよりよい雇用条件を求めて、福祉業界の中で人材が回っている事が多いのですが、その人たちもヘルパーを避ける。施設勤務だったら休憩時間が認められて給料も払われるのにそれが無い。都内の出張に行ったら交通費だっただけの出るのが当たり前なのに、出ないとわかったら転職したいと思いませんし、介護保険からその収入が無いのに、ヘルパーに支払えるわけがありません。しかも、まともな金額払ったら事業所がつぶれてしまうとわかっているのに、勧告を出しただけで義務を果たしたと思っている国が一番おかしいと思います。同じ状況を他業種で考えてみたらどんなに状況がおかしいか誰でもわかるはずです。

介護職は、言葉にしたり大声で主張するのが得意でない人が多いです。職業の特性で、利用者さんに寄り添う・自分の話をするより相手の話をとりあえず先に受け入れることを求められています。介護職の給料を一気に一般企業まで引き上げてくれと言っているのではありません。介護保険で、事業所に支払われる費用には実際の稼働時間のみですから、キャンセル料や移動費・記録費が入っていないから時間数で割ると、最低賃金を下回ることは法令に違反しているのではないかと提案しているのです。ヘルパーの人権、職業的に若者が夢を描ける仕事になるためのはじめの一歩です。以上により速やかに上告を受理され、弁論を開始して介護職のみならず、携わる全ての人に向けて正しい判断が示されることを強く上申いたします。

以上